

改正私立学校法において、ガバナンス強化の観点から、現在の学校法人会計基準を、私立学校振興助成法に基づく基準から、私立学校法に基づく基準に位置づけ直すこととなっている。

このため、現在の学校法人会計基準を、補助金の適正配分を目的とした基準から、ステークホルダーへの情報開示を目的とする基準として再整備する必要がある。

	根拠	目的	適用対象
現行の会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分	経常費補助を受ける学校法人

※実際にはほとんどの学校法人が対象

法改正後

新会計基準	私立学校法	情報開示	全ての学校法人
--------------	-------	------	----------------

スケジュールイメージ

